

## 10. 住宅取得（新築・購入）に係る減税等情報

### ①認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額制度

問合せ：習志野市 資産税課

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する行政庁の認定を受けて新築された住宅について、認定通知書を添付して申告することで、固定資産税が減額されます。（適用年数：一般住宅は5年、3階建以上の中高層耐火住宅は7年）

### ②原子力災害による居住困難区域内代替家屋に対する特例措置

問合せ：習志野市 資産税課

東日本大震災による原子力災害に伴い公示された居住困難区域内にあった家屋（対象区域内家屋）の所有者等が、対象区域内家屋の代わりに新たな家屋（代替家屋）を取得した場合に、固定資産税・都市計画税が減額されます。（適用年数：6年）

### ③東日本大震災による被災代替家屋に対する特例措置

問合せ：習志野市 資産税課

東日本大震災で滅失又は損壊した家屋（被災家屋）の所有者等が、被災家屋の代わりに新たな家屋（代替家屋）を取得した場合に、固定資産税・都市計画税が減額されます。（適用年数：6年）

問合せ：習志野市役所 資産税課 ☎047-453-9245

### ④住宅ローン控除

問合せ：習志野市 市民税課

所得税で住宅ローン控除の適用が受けられます。詳細は国税庁のホームページを御覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1212.htm>

所得税で住宅ローン控除の適用を受けていて、所得税において控除しきれなかった額がある場合、控除限度額の範囲内で翌年度の個人住民税から控除されます。